

書評

大谷 奨 著

『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究—北海道庁立学校と北海道会—』

河 原 国 男*

1.

本書は、筑波大学より博士（教育学）の学位を授与された論文「戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究—庁立学校の設置過程と北海道会」（2013. 3. 25）を加筆修正し、2014年11月に上梓された。その内容は、北海道議会「北海道会」の1901(明治34)年発足とともに、本格的に着手される道内の中等教育機関の整備状況とその「制度整備観」を昭和初期の時期までを対象に実証的に解明するものである。1899年の「三勅令」といわれる制度改正がある。中学校令改正、実業学校令、高等女学校令の制定を指す。これらによって、戦前日本の複線型教育制度は完成されたと、教育史研究では認識されてきている。著者は、学校種としての多様化の方向よりも、その統一的なまとまりの方向を追跡しようとする。「中学校の設立が高等女学校の新設機運を高める、といった学校種相互の影響関係やこれらの諸学校が全体としてどのように整備されたかを考察することは、中学校、高等女学校、実業学校がその後中等学校として一元化され、戦後の新制高等学校の母体となっていることを考察するという極めて重要な課題といえる」（p. 2）。「戦後」可能になった達成状況が、著者の意識にはある。その史的基盤になが横たわっているか、北海道をフィールドにしてさぐる、という関心が基本にある。

2.

本書の課題と方法を、著者がおさえる研究史の動向をふまえて確認しよう。著者大谷氏の論の運びとは若干異なって、以下に再構成する。

これまでの教育史分野での研究史（神辺靖光，荒井明夫，新谷恭明，米田俊彦，

*宮崎大学

水野真知子など)では、中学校、高等女学校、実業学校(中学校等と略記)をそれぞれの学校種として対象化し、その研究成果が単著、あるいは一次資料集として蓄積されてきたが、本書は、中学校等を「中等教育機関」に含まれるものとして包括して対象化している。とくにその重要な導きであり支えになったのは、政治史の先行研究である。著者大谷氏は、有泉貞夫『明治政治史の基礎過程—地方政治状況史論』(1980)に着目して、引用して次のように指摘している(p.22)。

もともと「道路・港湾・河川改修・鉄道・官公立学校誘致・各種補助金獲得など地方的・局所的利益要求の生成・膨張・多様化」が「地方政治状況を形成」する過程の解明を目指すものであり(序1頁)、そこには中等教育機関を種別毎にみていこうとする教育学研究の姿勢とは全く逆に、学校の設立を他の社会インフラである土木工事や交通施設の整備と同列におき、地方議会での交渉に基づく地益配分の成果と見なしている点で刮目させられる。

中学校等の学校設置者が共通して、社会インフラに属する「府県立」であることに著者大谷氏は着目し、「府県立学校費で括って観察する」と述べている。その場合、地方議会で地益配分の観点からどう中学校等が論議の対象になってくるか、そこに、「複線型学校制度をどのように維持運営するか、という当時の中等教育制度観を浮き彫りにすることが可能である」と著者は論じている。この点に本書全体の基本的問題関心が示されていると、私は捉える。中等教育制度も「地益」を実現する観点から把握するといつてよいだろう。大谷氏の著書全体の基本構想のなかで主題の中味にかかわるものとして着目したい。

この主題を著者は、次のような教育史上の研究課題として整理している(序章第2節)。

- 1) 道庁立中等教育機関の整備過程を検討することにより、戦前の中等教育制度が複線型という枠組みのなかで、どのように整備されていったか。
- 2) 道庁府県が設置者である中等教育機関の設置に、どのように市町村が設置費用を負担するという形でかかわっているか。
- 3) 地元の負担の「受忍」をさせたものはなにか。

こうした課題に対する方法、とくに基礎資料として著者は、地方議会の論議に

着目する。この点で、教育史研究においてとりわけ重要な先駆的研究があった。本山幸彦編『京都府会と教育政策』（1990）である。中学校のみならず、師範学校、府立農学校、商業学校、京都帝国大学などがそれぞれ各章で論じられている。地方議会での論議に着目して、「中等教育をトータルに捉えようとした研究は本山らの著作以外にほとんど見当たらない」（p. 15）と著者はいう。本書の資料活用にかかわるアプローチの有効性を確認させる先行研究といえる。本書の場合は、『北海道会議事録速記録』がもっとも主要な資料として位置づけられる。それを補う形で、新聞記事がとりあげられる。『北海タイムス』は、「道会議員訪問録」などの記事を載せていた。著者は地方新聞の活用についていう。「報道内容が道会内の動きの解説となり、またその報じ方が中等教育に関する、たとえば普通教育と実業教育のどちらを優先すべきか、道内一円にどのように中等教育機関を配置していくべきか、その際の費用はどのように担うべきか、といった世論を一定程度反映していると考えられるからである」（p. 13）。

3.

本書の章構成を以下に記す。章名のみとし、副題は略す。

序章 本書の意図と課題

第1章 第1回北海道会における庁立学校整備論争

第2章 中等普通教育機関と地元負担

第3章 第五回北海道会における中等教育増設計画とその決定過程

第4章 明治末期の北海道における庁立学校整備政策

第5章 大正期における北海道庁立中等学校整備政策

第6章 昭和前期の北海道における公立中等学校とその移管問題

終章 研究のまとめと今後の課題

第1章：

1901(明治34)年、帝国議会において北海道会法が成立し、この年第1回の道会が開設された。その法案提出に先行して1900年「北海道十年計画」が政府委員(1901年より北海道長官)園田安賢によって提出され、そのなかに教育費が含まれていたことを、著者は明らかにしている。年次予算計画には、北海道師範学校費、札幌中学校費、函館中学校費、函館商業学校費などの既設の学校に加えて、

1901年以降順次庁立学校を新設して計画であることがうかがえると、著者は指摘する (p. 31)。道会の発足は「中等教育整備策が、初めて公の場で検討されることを意味」した (p. 33)。道内教育界は「中等教育の増設は、本道教育に関する緊急事業」と位置づけ、議員の活躍を期待していた。この「十年計画」が以後どう計画通り整備されていくか、本書は詳細に解明することになる。まず道庁は中等教育のなかで、実業教育を優先した。道庁視学官は、中学校に入学しても、「半途退学」する者が多い、多くは実業家の子弟であれば、「実業家ニハ、実業学校」が必要との認識を示した。北海道長官園田の所見を著者は議事録記録より引用している。「実業学校ヲ設ケテ始メヨリ夫レ等ノ生徒ヲ養成スルノハ、最モ社会ノ為国家ノ為宜カロウト思ヒマス」などの発言が、引用文 (p. 36) にはうかがえる。この優先論は、全国的な傾向に沿うものであった、と著者は指摘する。他方、道会議員の多くは道庁の商業学校論に反対で中学校優先論であったことを著者は明らかにする。文部省の意向を受けた道庁であったが、しかし、北海道では通じなかったと著者は指摘して、「国民的中等教育即ち中学校を立てずに実業学校を設けよと云ふ趣旨ではないのだ」という「小樽新聞」記事 (1901) を紹介している (p. 49)。

第2章：

第2回 (1902年)、第3回 (1903年) の道会での論議がとりあげられる。実業教育か普通教育か、という優先問題の見地を踏まえて、財政難を前提にして費用負担の問題が焦点化される。「庁立学校新設費用をどこから捻出するか、つまり地方費歳出を節減して設置費用をかき集めたとしても、まだ不足であれば、それは誰が担うのか」という問題が本格化すると、著者は指摘する。本章では、この問題の事例とし上川中学校建築費負担、函館高等女学校をめぐる道会での論議等が跡づけられ、庁立にするも、敷地提供や寄付金を地味と負担にする方向が定まったことが明らかにされる。

第3章：

1905(明治38)年の第5回道会において道庁から提出された学校設置に関する諮問「商業学校外五校設置ノ件」をめぐる論議がとりあげられている。中学校1校、高等女学校2校、農業学校1校、商業学校2校の庁立学校を7年間で順次完成されるという一括諮問である。この諮問案では、学校新設費用のかんりの部分を設置地域からの寄付に頼ることとした。そうした諮問が新聞報道され、批判的に論評されたこと、自分の地域の庁立学校を設立させようとする道会議員の院外活動

の「掛引き」状況の一端が跡づけられながら、答申として道会で可決される過程が明らかにされている。その実証を踏まえて著者は、次の点を指摘している。「一括諮問したことによって、普通教育と実業教育のどちらを優先するかという初期の道会において見られたような論争はこの道会ではほとんどおこらなかった」。しかし「今回道庁が中学校、高等女学校、実業学校をまとめて諮問したこと、また根室の商業学校を汎用性のある『実科中学』あるいは『一ツノ中学校』であると一つまり中等教育機関との類似性を強調しつつ一説明していることが改めて注意される」(p. 98)。

第4章：

1911(明治44)年の第11回道会で商業学校、師範学校とともに、中学校2校の新設が検討され、その設立が決定された。中学校2校新設の決定は全国的な抑制傾向とは異なったこの方策は、一庁立学校はその費用を原則地元負担とする方針(第6回道会方針)に沿って一当該地域の意向に従わざるを得なかったこと、その反面道会は「中等教育政策のあり方を論議する場所」(p. 122)ではなくなり、さらに「道庁の学校種選択の主体性が失われる」(p. 108)事情であったことを、著者は明らかにする。そして負担する地元側でも、『「一種の名誉ある賦課」』として甘受する雰囲気があったこと、「其ノ地方ニ学校ヲ建テテ貰ヒタイト云フ、一ノ好奇心トデモ申シマセウカ、或ハ虚栄心トデモ云フ得ヘキ」心理で説明する発言(p. 125)があったことを、著者は指摘する。

第5章：

1920(大正9)年前後に全国で中等教育機関の数が増加するなか(p. 130)、北海道でも、「地方費教育施設ニ関スル件」に対する答申(1921年)に基づき、5年間で庁立42校増設する案が可決する。その整備状況が本章で究明される。とくに二つの点で、注意される。一つは庁立移管の方式が計画的に採用されたこと。余市中学校と留萌中学校では町立として開設され、一定期間維持運営した後にその学校現物を北海道に移管している。この方式が、以後において市町村立学校を北海道に移管する先例となると、著者は指摘する。もう一つは、中学校、高等女学校、実業学校を総称することばとして「本道中等学校」の「拡張ヲ要ス」(p.154)というように、「中等学校」の語が自覚的に用いられるようになったこと。

第6章：

町立中等学校が昭和戦前期において庁立学校として移管されていく過程が解明

される。町側にとっては、「具体的には独立校舎の設置や整備のための資金を収集しようという動機が高い水準で維持されることになる」。同庁にとっては、「より整った庁立学校を初期費用なしに増設することができるという点で有意義」であった。「庁立移管は双方の利益の一致点であった」と著者は指摘する (p. 183)。

4.

以上の内容の本書は、貴重な研究上の意義が示されている。

第一に、本書は中等学校制度を対象にした制度史研究であるとともに、教育社会史の業績としても成り立っている。制度整備プロセスにおいて、「庁立学校」の志向が存在し、市町村が地元負担に応ずるという「メンタリティ」とその持続性が追究されている。研究課題3)にかかわる。終章で著者は、「設置者名を表示することによって起る学校差観念を除去するため」に「道立」を表示しないこととした北海道教育委員会の戦後の通達(1952年)にふれている。本書の論証方向が、一部の当事者の意識にも自覚的な反省の対象になっていたことを物語る。制度そのものよりも一その解明(課題2)3))を通じて一制度整備を支える人々の「中等教育制度観ないし制度整備観」(p. 4)に本書全体を通じて関心が向けられている。教育という日常意識に属し、一部のみに見出されるものではなく、「庁立に致しますと学校の信用」が甚だ違う(p. 72)という道民全体に共有される集合的な意識であり、しかも長期にわたる持続性を示している、そのような「メンタリティ」が本書で究明されている。「戦前戦後の制度的連続性に加え、メンタリティの継受」(p. 162)に対する関心が本書根底にある。その意味で本書は、一アリエスの研究を想起しつつ一心性に焦点化した教育社会史の業績としても性格づけられる。

第二に、道会での「社会インフラ」論議の状況を追跡することで、中学校等が「中等教育学校」として包括され、20世紀初頭において公共的に一種の社会的共通資本(宇沢弘文『社会的共通資本』2000年)として、素朴ながら共通認識され、整備されていく過程が本書で詳細に究明されている。地元が費用負担する「受忍」のメンタリティを正当化しているのは、こうした本書の基本的内容と関連する。とりわけ非義務教育の学校は誰によって設立され、誰によって維持運営されるのが適当であり望ましいか、という問い(p. 3, 204)も、社会的共通資本としての中等教育学校の「地益配分」の観点を示している。

第三に、北海道をフィールドとした本書は、中等教育学校も、アンシュタルト (Anstalt) として志向されたことを示している。公教育の初期段階では、「初等教育の普及と高等教育の整備が優先された。そのため中等教育は人民自為のこととされ、国の政策としていわば後回しとなった」と著者は記していた (p. 1)。福岡県の中学校教育政策について、新谷恭明氏は「人民自為の中等教育の群生を睨みながら独自の中学校政策を展開していた」と論じていた (『尋常中学校の成立』1997年, p. 187)。こうした事例は、中学校が塾という自発的結社を基盤にしていたことを新谷氏は明らかにしている。この事例に対比して、北海道の中等教育学校の諸事例は、結社組織を基盤とするのではなく、当初から学校として特徴づけられて成立している。マックス・ヴェーバーの団体の概念でいえば、北海道の場合「中等教育学校」として一括できる中学校等は、アンシュタルト—諸個人の意志とは無関係に客観的屬性 (出生, 居住地, 能力水準等) によってその所属性が期待される公共的な施設—の特性が志向された学校として要請され成立している。人々の自発的な学びの意志に根ざして組織化されるのではない。就学義務制のもとになくとも、公的使命を果たすために就学することが期待・要請される「中等教育」の学校として特徴づけられている。結社組織が活潑であれば、塾側から「県立中学校への強い不信」を示す場合もありうる (有沢, 前掲書では、山梨県の事例, 参照。p. 151)。北海道の場合には、学校として成り立つという確認のうえで、「誰によって設立され、…」という問いは生きてくる。そうした対比が可能であれば、著者大谷氏が北海道をフィールドに設定したことは十分に意味がある。

5.

残された問題について一言する。著者は、戦後改革時にも示された「庁立」の志向にふれて、第6章の最後でつぎのように締めくくっている。「学校制度に大きな改革が加えられても、なおこの志向が継承されていることは、公立ならば市町村立よりも都道府県立の方が格が上という取り立てて明確な根拠のない我々の感覚が、精神的に相当深い場所で護持されていることを示しているかもしれない」 (p. 184)。「精神的に相当深い場所」とはどのようなものなのだろうか。「我々の所有感覚」 (p. 202) にかかわるであろう。それは、社会的共通資本、とりわけ制度インフラとしてどのような教育認識として成り立っているのだろうか。当の「メンタリティ」は素朴な感覚にとどまるか、明確な論拠をもった判断意見として

表明されるのか。いずれにせよ、「地益」をどう配分するか、という当事者の関心のうちに、教育の公共性理念がどのように含まれているかという問題が残されている。制度整備の達成状況の確認—本書の意欲的で力強い論証作業が果たしてくれた—とともに、その教育認識の構造そのものを立ち入って解明することが、今後の研究課題として期待される。非義務教育の学校であるがゆえに、意義づけを含むその問題が際立った形で意識化され、鮮明になるだろう。

こうした問題を残しているが、本書は、戦前わが国の「中等教育制度」を対象にした歴史研究として貴重な先駆的な挑戦的業績であるとともに、今もなお内省を促す啓発性を示している。

大谷奨著『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究—北海道庁立学校と北海道会—』

(学文社、2014年11月25日、A5判、216頁、定価5000円+税)